

多文化共生社会の構築に向けた

福岡市民の意識向上を目指す政策に関する研究

平成 28 年度市民研究員 岡田 憲二郎

はじめに

まずは、平成 27 年度にひきつづき、2 年連続で市民研究員を務めさせていただいたことに感謝申し上げたい。

昨年度、「多文化共生の実現に向けた地域の取組み」というテーマの下、日本及び福岡市の多文化化の現状、多文化共生の意味・必要性、国内の多文化共生政策の動向、福岡市における多文化共生推進に関する取組みの実態、外国人住民の意識などについて調査を行った。この結果、福岡市では、他都市と同様に多文化化が進行し、外国人に対する行政の意識が変化していること（「お客様」から「共に生活する住民」へ）、多文化共生の実現に向けてさまざまな団体が活動していること、多文化共生に関する取組み及び公的施設の活用に地域差がみられること、多くの外国人住民が福岡市を「住みやすい」と考える一方で、差別や偏見を感じている同住民も少なからずいることなどがわかった。これらをふまえ、福岡市に対して3つの提言（①「多文化共生アドバイザー」の派遣、②日本人・外国人両住民の協議会の実施、③各地区での多文化共生イベントの開催）を行い、公的施設（主に公民館）を活用した多文化共生推進の取組みの必要性を訴えた。

今年度は、上記の提言のうち「多文化共生アドバイザー」に焦点を当て、同アドバイザー制度の導入に関する研究を行う。まず、国内の他都市及び隣国の大韓民国における多文化政策の動向を探り、地域社会に対する意識啓発や外国人住民の社会参画などについてどのような取組みが進められているのかを調査する。次に、福岡市の公民館を対象とするアンケートを実施し、各地区における多文化共生の重要性や取組みの実施状況、外国人住民の公民館利用状況、多文化共生に関する意見などについて調査することを通して、同アドバイザー制度の必要性及び有効性について検討する。

2006（平成 18）年 3 月、総務省が「多文化共生推進プラン」を策定して以来、福岡市を含む国内の各自治体では、各種団体と連携をとりながら、多文化共生の実現に向けたさまざまな取り組みが進められている。一方、最近の世界の情勢をみると、グローバル化への反発とみられる動きとして、自国の利益を最優先に考え、保護主義的な政策を実行し、移民・難民を排斥しようとするリーダーがいくつかの国々で台頭しつつある。これらの原因は、各国の政治や経済、産業などの事情と密接に関わっているため、国によって異なるであろう。しかし、同時に、これまで大切にされてきた多様性や寛容さが否定され、外国人（人種、民族、宗教、価値観など）に対する差別や偏見が増大し、あらたな人権問題が

発生する危険性がある。

私が生まれ育った福岡市は、古来より多くの国々との交流を通して多種多様な文化を受け入れながら発展し、全国的にも有数の大都市に成長した。今後、人口の増加とともに、各分野においてさらなる発展が予想されている。私は、多くの可能性を有し、魅力あふれるこの福岡市をこよなく愛している。だからこそ、これからも多様性や寛容さを大切に、国籍を問わずあらゆる人々をあたたく迎え入れ、さまざまな意見や考えを取り入れながら共に生活し、発展していく都市であってほしいと強く思っている。そのような願いを込めて、本研究を行うこととする。

1 日本における多文化政策の動向

(1) 国（総務省）

昨年度の研究報告書でもふれたが、わが国の多文化共生に関する政策は総務省自治行政局によって推進され、「多文化共生の推進に関する研究会」がその主導的役割を担っている。同研究会による報告書を基に、2006（平成18）年3月、「多文化共生推進プラン」が策定され、各都道府県及び地方自治体に対し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう求めた⁽¹⁾。その内容は以下の通りである。

① コミュニケーション支援

ニューカマー（主に1980年代以降に来日し、長期滞在する外国人）の中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによるさまざまな問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

<具体的施策>

(ア) 地域における情報の多言語化

- ・多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
- ・外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成
- ・NPOなどとの連携による多言語情報の提供
- ・地域の外国人住民の相談員などとしての活用

(イ) 日本語及び日本社会に関する学習支援

- ・地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施
- ・日本語及び日本社会に関する学習機会の提供

② 生活支援

外国人住民が各地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたる支援策を行うこと。

<具体的施策>

(ア) 居住

- ・情報提供による居住支援、入居差別の解消

- ・住宅入居後のオリエンテーションの実施
- ・自治会・町内会などを中心とする取組みの推進
- ・外国人住民が集住する団地などにおける相談窓口の設置

(イ) 教育

- ・学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供
- ・日本語の学習支援
- ・地域ぐるみの取組み
- ・不就学の子どもへの対応
- ・進路指導及び就職支援
- ・多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- ・外国人学校の法的地位の明確化
- ・幼児教育制度の周知及び多文化対応

(ウ) 労働環境

- ・ハローワークとの連携による就業支援
- ・商工会議所などとの連携による就業環境の改善
- ・外国人住民の起業支援

(エ) 医療・保健・福祉

- ・外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
- ・医療問診票の多様な言語による表記
- ・広域的な医療通訳派遣システムの構築
- ・健康診断や健康相談の実施
- ・母子保健及び保育における対応
- ・高齢者・障がい者への対応

(オ) 防災

- ・災害などへの対応
- ・緊急時の外国人住民の所在把握
- ・災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・共働
- ・大規模災害時に備えた広域応援協定
- ・災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

(カ) その他

- ・より専門性の高い相談体制の整備と人材育成
- ・留学生支援

③ 多文化共生の地域づくり

外国人住民の地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

<具体的施策>

(ア) 地域社会に対する意識啓発

- ・地域住民などに対する多文化共生の啓発
- ・多文化共生の拠点づくり
- ・多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

(イ) 外国人住民の自立と社会参画

- ・キーパーソン・ネットワーク、自助組織などの支援
- ・外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入
- ・外国人住民の地域社会への参画
- ・地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

④ 多文化共生施策の推進体制の整備

①～③の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・共働を図ること。

<具体的施策>

(ア) 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

(イ) 地域における各主体の役割分担と連携・共働

(2) 地方自治体の取組みの実態

日本国内では、さまざまな理由や目的により、外国人住民が増加の一途を辿っている。総務省が策定した「多文化共生推進プラン」は上記の通りであるが、これに対し、各地方自治体はどのような政策を打ち出し、取り組んでいるのか。ここでは、特に外国人住民が多く生活している7つの自治体を取り上げ、それらを対象に実施したアンケート調査の結果を考察することを通して、多文化共生を推進する上で何に重点を置くべきなのか、何に注意すべきなのか探っていくこととする。

○調査名	「多文化共生の啓発事業等に関するアンケート調査」
○調査対象自治体	東京都新宿区、神奈川県横浜市中区、群馬県大泉町、岐阜県美濃加茂市、兵庫県神戸市中央区、大阪府大阪市生野区、京都府京都市 計7自治体
○調査期間	2016（平成28）年10月～12月
○調査内容	総務省「多文化共生推進プラン」における「多文化共生の地域づくり」の具体的施策に対する取組み（事業）について

※調査対象自治体 ……全国の市区町村の中で、外国人住民の占める割合が高く、かつ多文化共生に関する事業を積極的に推進している自治体。東京都新宿区・大阪府大阪市生野区・京

都府京都市は韓国・朝鮮出身の住民、神奈川県横浜市中区・兵庫県神戸市中央区は中国出身の住民、群馬県大泉町・岐阜県美濃加茂市はブラジル出身の住民が最も多く生活している。

<調査結果>

① 地域社会に対する意識啓発に関する質問

(日本人住民側の多文化共生に関する意識啓発を行う事業)

(ア) 地域住民に対する多文化共生の啓発を行う上で、どのような取組み（事業）を行っていますか。

東京都 新宿区	地域住民や活動団体が参加できる事業を企画するとともに、情報交換ができる場を提供することで、地域の外国人と日本人の顔の見えるネットワークの構築を目指している。また、地域の外国人と日本人が幅広い分野で交流を行うことにより、多様な文化の相互理解を深めるために、国際交流記念事業や共催・後援事業を行い、日頃体験することのできない異なる国の文化を区民に紹介している。
横浜市中区	毎年1回、多文化共生をテーマとした特集記事を広報誌で取り上げている。また、区内で活躍する外国人住民を紹介するシリーズ記事も掲載している。
群馬県 大泉町	「多文化共生防災イベント」や「盆おどりまつり」など、国籍にかかわらず参加できるイベントや行事等を通じて、日本籍住民と外国籍住民が関わり合う機会を提供することで、多文化共生についての意識を啓発し、考えを深める場としている。また、各行政区等で独自に作成している住民向けの案内通知などを積極的に外国語に翻訳するなど、地域の日本籍住民と外国籍住民の橋渡しを行っている。
岐阜県 美濃加茂市	市内で最も外国人の多い古井地区の住民が自主的に集まり、地域の多文化共生に対する課題について洗い出し、今後の安心できるまちづくりについて考え行動していく「古井地区多文化共生推進座談会」を定期的開催。住民は自治会関係者、民生児童委員、PTA役員、外国人団体などで構成される。2008（平成20）年当初は行政主導で発足したが、その後はメンバーが自主的に、定期的集まり会議を運営しており、行政も事務的な手伝いを行い支援している。毎年2・3月に年間活動報告会として、参加するメンバーの各団体の立場から多文化共生に関して行っている事業または自分たちができることを報告しており、市広報やチラシなどを通して市内全域の一般市民に周知を図りながら啓発活動に努めている。
神戸市 中央区	H18～多文化共生ニュースを発行（各国の文化を広く発信することを目的に、1年に1回、多文化まちづくりの会により発行。「各国の子どものお祝い（H27）」や「各国の国花（H28）」等、1つのテーマに関するコラムと「多文化まちづくりの会」の活動紹介を掲載。） H19～多文化交流フェスティバルの実施（地域住民と外国人コミュニティの交流を目的に実施。各国の文化である食や舞踊・演奏等を通じて、多様な文化・伝統に触れる交流イベントを開催。また、外国人コミュニティが主体となって設立された会での企画運営等を通じて、コミュニティ同士の更なる相互理解を図る。） H22～多文化交流カフェ（地域住民と外国人コミュニティの交流を目的に実施。お茶を飲みながらコミュニティのメンバーや参加者同士での会話を楽しみ、気軽に交流できる場を提供することで、互いの生活習慣や文化などについての理解を深める。）
大阪市 生野区	H26.9 人権啓発事業の一環として、地域人権講座で「多民族共生」に関する講座を開催（国籍や民族などの違いにかかわらず、安心して暮らしていける社会の構築に向けた現状や課題） H26.11 人権週間イベントとして「ひと・愛・ふれあいフェスタ」in いくのうーくを開催（異文化体験として、国立民族博物館よりモンゴルの民族衣装を借用し、着用体験やおもちや・楽器とのふれあい。国際理解を深めるためのスリランカ人留学生とのクイズ・ゲーム大会。合唱での世代間交流。） H27.10 人権啓発推進員及び区役所職員の研修としてのフィールドワークの実施（慣れ親しんだ生野区のまちを、多民族共生の観点から、歴史や文化について、新たな知識や地域の資源や魅力への気づき等をフィールドワークにより得る機会とする。）
京都府 京都市	・多文化共生をテーマにした勉強会、研修会の実施 ・京都市が発行する人権総合情報誌に多文化共生に関する記事を掲載

	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施し、日本人市民に異文化交流を体験する機会を提供 ・啓発グッズの作成、配布（ポケットティッシュ、クリアファイルなど） ・多文化共生に関する人権啓発パネルを作成し、研修会等で適宜掲示
--	--

(イ) 多文化共生の拠点づくりを行う上で、どのような取組み（事業）を行っていますか。

東京都 新宿区	日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深め、多様な文化をもつ人々が共に生きる地域社会の形成に資するため、しんじゅく多文化共生プラザを平成17年9月に設置し、相談、日本語学習、ネットワーク事業、多文化交流を行っている。
横浜市 中区	「なか国際交流ラウンジ」を設け、運営を委託している。このラウンジでは、外国人からの相談や情報提供、日本語教室の開催の他に、日本人住民向けの国際理解セミナー等を行っている。
群馬県 大泉町	平成19年4月より、大泉町多文化共生コミュニティセンターを設置し、多文化共生の拠点として活用している。また、多文化共生コミュニティセンターのホームページを開設し、情報提供を行っている。
岐阜県 美濃加茂市	地域のNPO法人団体などに市事業を委託しながら団体活動を支援すると同時に、拠点場所の必要性及び活用方法などについて検討を進めている。今後、長期的な視野で行政の枠にとらわれず、多文化共生事業を推進できる土台づくりを模索している。
神戸市 中央区	H28～多文化まちづくりの会（区内の外国籍住民の意見を幅広くとらえ、区政に反映させるとともに、外国人コミュニティと連携し、地域に根付いた国際交流活動を促進するために結成。定期的に委員会を実施し、多文化共生に関する取組みをメンバーで検討し、区内での取組み等を実施。）
大阪市 生野区	拠点づくりとしての取組み（事業）は行っていない。
京都府 京都市	市内にある京都市国際交流会館と京都市地域・多文化交流ネットワークサロンを多文化共生の拠点とし、様々な事業を実施（日本語教室、文化イベント、研修会等）。

(ウ) 多文化共生をテーマにした交流イベントを開催していますか。

東京都 新宿区	日本人と外国人の住民に防災訓練を体験する機会を提供するとともに、新宿区多文化共生連絡会参加団体の活動の周知等を通じて多文化共生を推進することを目的として「多文化防災フェスタ」を年1回開催している。また、新宿未来創造財団では、多文化交流プログラムや国際交流サロンなどを実施している。その他、NPOをはじめ民間機関が行う交流イベントの後援を行っている。
横浜市 中区	「中区多文化フェスタ」で日本語スピーチ大会、各国の文化紹介、ステージパフォーマンス、交流コーナー、子ども向けプログラム等を行っている。
群馬県 大泉町	平成28年度は「多文化共生防災イベント」や「盆おどりまつり」を開催。国籍にかかわらず住民一人ひとりの防災意識の向上と災害時に支援し合えるネットワークの構築を目的として開催された多文化共生防災イベントでは、各国の炊き出しや防災ゲーム、保存食等の防災関連物品や資料の展示、水消火器や煙体験などのプログラムを用意。国籍や世代を超えた様々な人たちが交わることのできる機会を設けることで、多文化交流と相互理解を目的として開催された盆おどりまつりでは、町内のブラジル人学校の学生などの外国籍住民にも参加を呼びかけて実施。
岐阜県 美濃加茂市	古井地区多文化共生推進座談会が、毎年2・3月に年間活動報告会を行っている。テーマに沿ったグループディスカッションを通して、多国籍交流や互いの理解を促進している。平成27年度は、防災をテーマとして日本人を含む多国籍住民が参加した。
神戸市 中央区	多文化交流フェスティバル及び多文化交流カフェを実施している。
大阪市 生野区	1-①に前述の通り
京都府 京都市	毎年11月に京都市国際交流会館で「kokoka OPEN DAY」というイベントを開催。ここでは多国籍の料理の屋台が並び、様々な文化イベントが開催され、異文化を体験することができる。

② 外国人住民の自立と社会参画に関する質問

(日本語および日本社会に関する学習支援等を通じ自立への努力を促し、地域社会へ参画する機会を提供する事業)

(ア) 多文化共生に関わるキーパーソン・ネットワークや自助組織などに対する支援として、どのような取組み(事業)を行っていますか。

東京都 新宿区	新宿区多文化共生連絡会の開催により、地域住民や活動団体の情報交換や紹介をできる場を提供することで、多文化共生のために活動する人々を支援し、ネットワーク化をすすめている。
横浜市 中区	日本語教育に携わるボランティアのネットワーク会議を開催し、情報交換等を行っている。
群馬県 大泉町	町内に2校ある外国人学校に対して、防災や健康に関する情報提供、公共施設見学や校外体験活動などの機会を提供している。また、外国人によるボランティアチーム「We are with You」を立ち上げ、外国人向けの防災訓練の開催や炊き出し訓練の実施、町内の清掃活動等に参加する機会を設けている。
岐阜県 美濃加 茂市	①外国人向け生活講座(毎月1回、言語別に実施。外国人住民の日本文化や制度、また生活する上で必要なルールを学びたいなどの要望に則し、委託団体の美濃加茂国際交流協会や行政などが講師を派遣して、定住するために必要な知識を学べる場を提供し、地域のキーパーソン育成を図る)②日本語教室(定住事業として圏内外外国人住民を対象に、NPO法人団体に事業を委託して実施。日本語の習得機会を提供することで日本の文化を知ってもらい、また日本語コミュニケーション能力の向上や資格取得による就労機会の創出を図り、地域に根付き自立できるよう支援する)③放課後学習支援(公立学校に通う外国人児童生徒を対象に、NPO法人団体に事業委託し、放課後に日本語及び学習支援を実施。子どもたちの学力及び就学機会を維持し、青少年の健全育成を図る)④防災訓練への参加(上記外国人向け生活講座の参加者に地域の防災訓練に参加してもらっている。また、講座参加者だけでなく、本年度から市内高校の外国人生徒にも参加を促し、地域のキーパーソンとして次世代の育成を図る)
神戸市 中央区	該当する取組み(事業)なし
大阪市 生野区	該当する取組み(事業)なし
京都府 京都市	多文化共生に関するイベントに後援名義を付与したり、京都市の多文化共生の発信拠点の1つである「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」のフェイスブックで情報を発信したりするなどの支援を行っている。

(イ) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入に関して、どのような取組み(事業)を行っていますか。

東京都 新宿区	新宿区内において、多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために、「新宿区多文化共生まちづくり会議」を設置している。これまでの第1期(H24.9~H26.8)では、「外国にルーツをもつ子どもの教育環境の向上」と「災害時における外国人支援の仕組みづくり」について答申を行った。また、第2期(H26.9~H28.8)では、平成27年度に実施した「新宿区多文化共生実態調査」の質問項目の検討、調査結果に対する提言を行い、現在第3段階目に入っている。
横浜市 中区	日本人を含む一般の広報事業は行っているが、特に外国人住民を対象とした事業は行っていない。
群馬県 大泉町	多文化共生懇談会を開催し、本町で暮らす上でのマナーや制度などを周知するほか、意見や質問などを聴く機会を設けている。
岐阜県 美濃加 茂市	次世代を担う若者の思いを市政に取り入れるため、市内高校と連携し、外国人生徒の集まりに市長が参加してまちづくりに関する意見を聴いた。市内には、若年層の外国人住民の割合が多く、今後も若者の意見を反映する機会を積極的に取り入れていく予定である。
神戸市 中央区	多文化まちづくりの会を実施している。

大阪市 生野区	生野区では、国籍にかかわらず地域住民の多様な意見を区政に反映させるため、区民アンケートを実施している。アンケート対象者は、生野区内に住民票のある区民から無作為に抽出した方であり、外国籍住民も現状に応じた一定の割合が自動的に含まれる。
京都府 京都市	「京都市多文化施策審議会」(※)を設置し、委員には外国人住民も登用することで、外国人住民の意見を施策に反映させる仕組みを導入している。 ※本市における外国籍住民等の市政への参加を推進し、国籍や文化の違いを超えてお互いを理解し、尊重し合う多文化共生社会を構築するため、多文化共生施策に関する諸問題について調査・審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を述べる機関

(ウ) 外国人住民の地域社会参画に関して、どのような取組み(事業)を行っていますか。

東京都 新宿区	新宿区で生活している外国人が日本語を用いてコミュニケーションをとりながら、地域で安定的な生活を送ることができるよう、日本語学習への支援事業を行っている。ほかにも、来日または区内に転入した外国人に、日本での生活マナーやルール、行政情報を多言語で提供し、地域社会への参画の一助としている。
横浜市 中区	現在は特に行っていないが、必要性を強く感じているため、今年度進めている多文化共生推進市内プロジェクトで検討している。
群馬県 大泉町	新たに転入してくる外国籍住民に対して、ゴミの出し方や日本の制度、情報など暮らしに役立つ資料を提供している。また、町や地域の行事に関するチラシや町内清掃の日程表なども同封し、地域活動への参加を促している。また、町の制度や各種行事等については、町が発行しているポルトガル語広報誌の「ガラッパ」に掲載し、周知を行っている。また、多文化共生コミュニティセンターのホームページに多くの情報を2カ国語で掲載するほか、ポスターやチラシを作成し、外国籍住民が多く利用する店舗や事業所等に配布している。
岐阜県 美濃加茂市	国や県が実施する関連表彰の推薦参加を今後検討していく。
神戸市 中央区	該当する取組み(事業)なし
大阪市 生野区	該当する取組み(事業)なし
京都府 京都市	平成22年12月から、外国籍市民等(個人もしくはグループ)に登録をいただき、市内の各種団体や地域、学校の催しなどで各々の国の歴史・文化・生活などの紹介を通じた交流を行っていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施している。これまでに行政、企業の人権研修、幼稚園での異文化紹介などで活用していただいた。

(エ) 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度に関して、どのような取組み(事業)を行っていますか。

東京都 新宿区	外国人住民にかかわらず、地域社会に貢献する他の模範となる善行のあった区民等に対して、徳行者表彰事業を行っている。
横浜市 中区	該当する取組み(事業)なし
群馬県 大泉町	該当する取組み(事業)なし
岐阜県 美濃加茂市	該当する取組み(事業)なし
神戸市 中央区	該当する取組み(事業)なし
大阪市 生野区	生野区では、民生・社会福祉事業や地域社会の振興発展などに功績のあった個人または団体について区長名で表彰する制度があり、外国籍住民の方も表彰の対象となる。

京都府 京都市	京都市自治記念式典での表彰制度がある。
------------	---------------------

(3) 考察

第一に、地域社会に対する意識啓発についてであるが、まず、(ア) 地域住民に対する多文化共生の啓発を行うための取組みとして、日本人住民と外国人住民の交流行事（6自治体）、広報誌・情報誌（5自治体）、講座・研修（3自治体）、グッズ・パネルの作成（1自治体）などが行われ、各自治体で地域の実状に応じた多様な工夫がなされていることがわかった。特に、日本人・外国人両住民が直接交流すること及び情報を提供することに力を入れている自治体が多く、これらが啓発を行う上でのスタンダードとなっていると考えられる。次に、(イ) 多文化共生の拠点づくりを行うための取組みとして、交流拠点的な場所（多文化共生プラザや国際交流ラウンジなど）を5自治体が設けており、あらゆる国籍の住民が気軽に利用でき、相談や日本語学習、会議、セミナーなどを頻繁に行っている。このような場所は、多文化共生の推進に大きく貢献していると考えられるが、市や区よりも町（地区）単位に設置されることによって、いっそう住民の意識は向上するであろう。また、(ウ) 多文化共生をテーマにした交流イベントとして、文化交流に関するもの（6自治体）と防災に関するもの（3自治体）が挙げられる。特に、防災に関するものは、1995（平成7）年の阪神・淡路大震災や2011（平成23）年の東日本大震災などの教訓を生かし、どの国籍の住民であっても安全に避難し、生命を守るために必要不可欠な取組みと位置づけられ、年々その重要性が増してきている。近い将来、全国の各自治体において、多言語対応による防災関連イベントが実施されるであろう。

第二に、外国人住民の自立と社会参画についてであるが、まず、(ア) 多文化共生に関わるキーパーソン・ネットワークや自助組織などに対する支援として、連絡会・会議（2自治体）、外国人住民によるボランティアチームの立ち上げ（1自治体）、生活上のルールに関する講座（1自治体）、日本語教室・放課後学習支援（1自治体）、交流イベントへの後援名義の付与（1自治体）などが挙げられている。前の2件は、「キーパーソン・ネットワークや自助組織など」が支援対象となっているが、後の3件は明らかではない。外国人住民がそれぞれの地域において必要な知識やルールを習得し、自分たちの力で生活するための工夫が多様な形でなされていることがわかった。国籍を問わず、あらゆる住民が同じ地域で共に生活するために、これらの支援事業はさらに重要になってくるものと考えられる。

次に、(イ) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入に関しては、会議や懇談会などへの外国人住民の参加（5自治体）及び住民対象のアンケート（2自治体）が挙げられ、多くの自治体で住民の多様な意見をまちづくりに反映させ、あらたな活力につなげようとする姿勢がうかがえる。また、(ウ) 外国人住民の地域社会への参画に関して、主に生活マナー・ルールや地域行事などに関する情報提供（2自治体）、日本語学習の支援事業（1自治体）などが挙げられる。これらの取組みについては、自治体によって差がみ

られ、今後、外国人住民が増加することによって、重要性が高まっていくものと考えられる。さらに、(エ) 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度に関しては、地域の振興発展などに功績のあった住民を表彰する事業において、外国人住民も対象になる場合があるとする自治体が3自治体にとどまっている。今後、国籍を問わず、あらゆる住民が積極的に地域活動に参加し、さらなる発展に貢献する上で、このような表彰制度はよりいっそう活用されるべきであろう。

今回のアンケート調査にご協力いただいた全ての自治体は、多文化共生の推進をまちづくりに関する重要な政策の1つととらえ、工夫を重ねながら多種多様な取り組みを行っている。私たち福岡市民は今後、これらを参考にしつつ、各地域の現状に対応した取り組みを実施していく必要があるだろう。

2 大韓民国における多文化政策の動向

(1) 外国人に関する政策の変遷

日本と同様、大韓民国（以下、韓国）においても少子高齢化が急速に進んでおり、労働力を中心とする人手不足が深刻な問題となっている。このため、近年、積極的に多くの外国人を受け入れる政策がとられ、1990(平成2)年には外国人住民は約4万人であったが、2003(平成15)年には約68万人、2013(平成25)年には約150万人と急増した。

外国人労働者に関する政策として、2004(平成16)年の「雇用許可制」(非専門職人材の外国人労働者の雇用を許可する制度)や2007(平成19)年の「訪問就業制」(韓国系外国人の入国を簡素化し、就業可能職種を拡大した制度)などが挙げられる。これらの政策により、非熟練外国人労働者(単純労働に従事する外国人)は、2005(平成17)年の約17万人から2011(平成23)年の約51万人へと増加した。一方、農村や漁村、都市の低所得者層などの結婚難も問題となっているが、結婚仲介業のグローバル化などによって国際結婚が急増し、多くの外国人(主に女性)が入国している。結婚による移住者は、2001(平成13)年に約2万5,000人だったが、2011(平成23)年には約14万2,000人に増加した。

現時点において、韓国の外国人に関する政策は、永住者を確保するための移民政策ではなく、短期の単純労働力の確保に重点が置かれている。そのため、外国人労働者の合法的な定住化が進んでいるわけではない。これに対し、定住・永住者の圧倒的多数を占めるのは国際結婚によって韓国に移住した外国人女性である。結婚による移住者や国籍取得者は、2012(平成24)年には約28万人で、国際結婚家庭は約26万世帯となっている⁽²⁾。

(2) 多文化家族に対する支援

韓国政府の多文化政策の中で特に注目すべきものは、国際結婚によって構成される家庭、いわゆる多文化家族への支援に関する政策である。

2007(平成19)年に「在韓外国人処遇基本法」が公布・施行され、「国及び地方自治体

は、在韓外国人が韓国で生活するのに必要な基本的素養と知識に関する教育・情報提供及び相談などの支援ができる」と規定した。つづいて、2008（平成20）年に公布・施行された「多文化家族支援法」は、多文化家族の構成員が安定的な家族生活を送ることができるようにし、構成員の生活の質の向上及び社会統合に貢献することを目的として、さまざまな支援策が実施されることとなった。代表的な取組みとして、全国約200カ所に「多文化家族支援センター」が設置された。同センターでは、多文化家族の早期定着を目指し、韓国語教育や韓国の歴史、伝統、慣習、料理などを学ぶ文化理解講座が開かれ、相談業務や生活情報の提供、職業教育や就業支援などが行われている。また、子どもたちを対象に、放課後の時間帯を利用した韓国語の学習支援や科目別の補習授業、韓国文化体験、バイリンガル教育などの特別な支援体制が整えられ、多文化学校の設立や特別入学試験の実施など幅広い支援策が講じられている。彼らは、父親と母親の出身国との架け橋になること及び2カ国語を流暢に話し、2つの国の文化の感受性を備えた有能なグローバル人材になることを期待されている。また、全国の地方自治体においても、結婚移民者の地域社会定着支援事業が推進され、韓国語教室や相談窓口の設置など、同センターと類似する支援策が進められている。結婚難を解消し、出生率を高めてくれる結婚移民者は、国益に合致した存在であるとみなされ、体系的で手厚い社会支援策が講じられている⁽²⁾⁽³⁾。

(3) 多文化化に関するその他の政策

韓国人住民の多文化共生に対する意識の啓発を行うための政策として、2012（平成24）年、国家政策調整会議において「多文化認識改善総合対策」が定められた。これまでに、多文化共生に関する認識の改善のためのコンテンツ開発及び普及、多文化家族に関するモニタリング、多文化家族実態調査などが実施された。また、外国人住民の自立を促し、地域社会に参画する機会を提供するための政策として、多文化家族の自立成功事例の発掘及びPR、一般市民のメンター（指導・助言者）育成プログラム、多文化共生に関する専門人材の育成などが行われた。

さらに、多くのアジア系外国人が生活している安山（あんさん）市が、2009（平成21）年に韓国で初めて「多文化特区」の指定を受けた。同市では、多文化特区住民センターが行政によって運営され、多言語対応の窓口や海外への送金ができる銀行、無料の診療所などを利用することができる。この他、外国人住民向けの韓国語教室や一般韓国人住民向けの外国文化指導、多言語の図書館、母国語の教室など多種多様なプログラムが実施されている⁽⁴⁾。

(4) 考察

韓国政府は、多文化政策を国の成長戦略の一つに位置付け、21世紀初頭より外国人労働者の受け入れや多文化家族への支援、地方自治体との連携、多文化特区の指定などを積極的に進めてきた。今後、東アジア各国の急速な経済成長及び少子高齢化が予想され、労働力の需要はますます増大すると考えられる。福岡市のみならず日本の各都市では、いっそう激化するであろう国内外の都市間競争で優位に立つために、外国の人々をいかに受け入れ、確保することができるか、言い換えれば、行政・市民・企業等が連携して多文化共生を推進し、国籍を問わずあらゆる人々が安心して生活できる都市にすることができるかが議論のテーマとなるであろう。

韓国（政府・地方自治体）の多文化政策の成果と課題をさらに研究し、福岡市における多文化共生のあり方を考える上での参考とすべきである。

3 福岡市における多文化共生の取組みの現状

(1) 公民館を対象とする多文化共生に関するアンケート調査

○調査にご協力いただいた公民館

・市全体

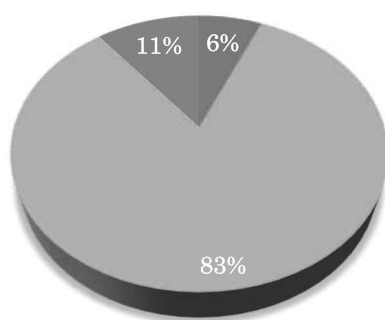
149館中93館（全体の62.4%）

・各区分別

東区29館中20館、博多区22館中16館、中央区14館中7館、南区25館中14館、城南区11館中8館、早良区25館中16館、西区23館中12館

○調査結果

1 貴施設では、今年度、多文化共生は重要なテーマの1つですか。

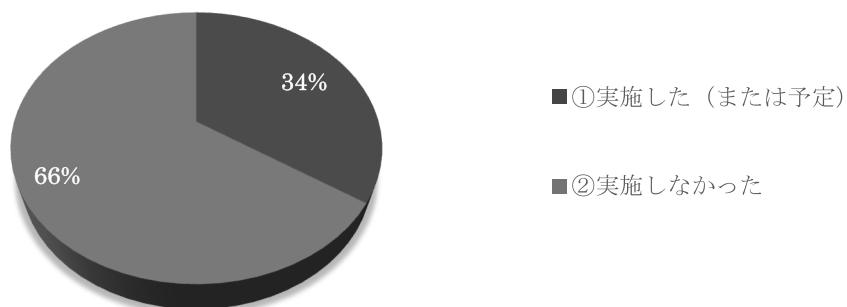


■①今年度の重要なテーマの1つである

■②今年度の重要なテーマの1つではないが、今後、重要なテーマになるだろうと考えている

■③今年度の重要なテーマの1つではなく、今後も重要なテーマになるとは考えていない

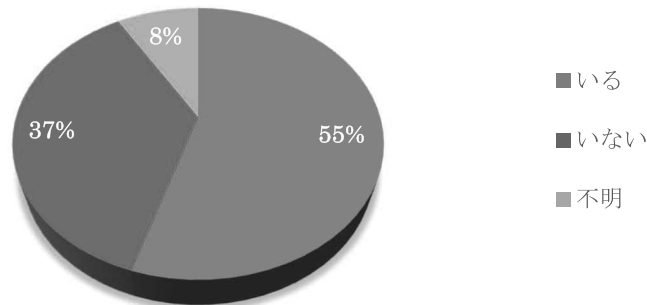
2-(1) 貴施設では、今年度、多文化共生に関する取組みを実施しましたか。



2-(2) 「実施した（または予定）」と答えた方
どのような取組みを実施（または予定）しましたか。

外国人住民向け	日本語教室 4 館 日本文化紹介・体験 7 館
日本人住民向け	外国語教室 20 館、外国文化紹介・体験 11 館 その他 4 館（韓国語サークル新規受入れ 1、料理教室 1、習慣等の違い 1、外国人講話 1）
外国人・日本人 両住民向け	交流行事 13 館 その他 1 館（英会話サークル）

3-(1) 今年度、貴施設を利用した外国人住民はいらっしゃいますか。



3-(2) 「いる」と答えた方
主にどのような目的で利用（または予定）されていますか。

東 区	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生対象の「そば打ち体験」「浴衣を着て夏祭りに行こう」 ・「にほんごクラス」「にほんGOクラブ」「アジア若者文化交流会議」 ・校区子ども会育成連合会 ・インドカレー体験教室、生け花体験学習 ・小学校の行事や授業 ・子育てサロン、囲碁 ・乳幼児ふれあい教室、そろばん ・中国語講座、太極拳 ・交流会、サークル活動
博多区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもサロン、子ども会クリスマス会 ・地域の小学校と台湾の小学校の姉妹校交流 ・サークル活動（英会話など） ・公民館主催事業

中央区	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル活動（語学、ダンス、卓球、狂言など） ・公民館主催事業 ・留学生との交流会
南区	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会活動 ・韓国語教室 ・英会話教室 ・公民館講座 ・図書の利用 ・サークル活動（育児など） ・英語教室主催のクリスマス会
城南区	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館主催講座（そば道場）、人尊協事業 ・子ども健全育成事業（バルーンアート、ジャグリング） ・サークル活動（英会話、韓国語など）
早良区	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館主催講座（そば道場）、人尊協事業 ・子ども健全育成事業（バルーンアート、ジャグリング） ・サークル活動（英会話、韓国語など）
西区	<ul style="list-style-type: none"> ・道や施設などの問い合わせ ・公民館主催事業（ゴスペル講座など） ・サークル活動（太極拳、気功、中国語、韓国語、英語、日本語、生け花など） ・校区文化祭 ・郷土料理の紹介・調理・試食 ・乳幼児向け事業

4 現在、福岡市の多文化共生推進のための政策として、「多文化共生アドバイザー」制度導入の可能性について調査・研究を進めています。「多文化共生アドバイザー」とは、福岡市内の公民館を訪問し、住民対象（日本人及び外国人）の啓発事業等を行うことによって、地域レベルでの多文化共生に対する意識を向上させる人々のことです。

もし、貴施設に「多文化共生アドバイザー」が訪問する場合、次のうち、どのような内容を希望しますか。※複数回答可

①地域での多文化共生イベントの企画・立案・実施に関する助言	37 館
②多文化共生に関する福岡市の現状の説明	35 館
③日本人住民と外国人住民の交流を促進するための助言	31 館
④多文化共生の意識向上のためのワークショップの実施	25 館
⑤多文化共生に関する日本人または外国人住民の悩み相談の実施	11 館
⑥その他（食文化交流1、検討中1）	2 館
⑦希望しない	12 館

5 多文化共生に関して何かご質問やご意見等がございましたら、ご記入ください。

東区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に外国籍の方が増えているが、地域住民の中には外国籍の方に対して誤った認識をもっている方もいる。地域での文化交流等を通じて、誤解をなくすよう心がけたい。 ・日本社会では、過去には閉鎖的だったが、グローバル化（グローバル＋ローカル）の現代においては重要課題の1つであり、今後は積極的に取り組みたい。自治協との連携が大切になるだろう。 ・外国語案内看板の設置が必要と感じている（日本語があまりできない来館者対応時）
博多区	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内にも多くの外国人住民の方が生活しているが、各自治会での実情が把握できていない。町費の徴収やゴミ出しなど、自治会規約の周知が困難になっている。 ・校区内の外国人住民の情報は少ないが、公民館としても、多文化共生を重要な課題ととらえ、取り組んでいきたい。
中央区	<ul style="list-style-type: none"> ・校区在住の外国人住民の人数などの情報が欲しい。 ・外国の方も居住地域の情報が必要だと思うので、広報手段の対応が大切である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みに実施している小学生講座で、遊びや料理など子どもが楽しめるような異文化交流を検討したい。
南 区	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の違いから、住民より苦情の声が出ている。地域にどのような国の方が住んでいるのかわからないので不安だという声もある。 ・公民館は校区内の外国人住民の世帯数や人数を把握していない。多文化共生を身近なテーマとして考えるには、これらを知る必要があると思う。 ・校区内に日本語学校の寮があり、最初、寮生のトラブルがあったが、最近は交流が進んでいる。 ・お互いの文化を理解することは大切だが、まず、基本的な生活習慣が備わった上での共生ではないかと思う。 ・福岡市に限らず、全国規模で考えても、多文化共生への理解は進むと予想される。とりわけ、福岡市はアジアに向けての拠点都市であり、今回のアンケート調査の趣旨に賛成する。 ・受け入れる側と受け入れられる側のバランスが大切である。 ・島国である日本は、もっとおおらかに外国人を受け入れる機会を作り出す必要があると思う（福岡市で留学後に帰国した方への日本の企業の紹介など）。
城南区	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
早良区	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民がどの位住んでいるのか、まったくデータがない。まず、そこからリサーチする必要があると考える。 ・校区に在住する外国人の方が把握できていない。各国の文化や習慣の学習ができたらいいのではないか。 ・災害時要援護者の対象に入っているため、今後、交流は必要と思うが、校区居住者の情報が得られないため、今のところ実施していない。 ・人権の立場から、外国人の人権について学んだ。災害時、外国の方も公民館に避難してきた。多文化共生は大切だが、現実には公民館は忙しく、意識するのが難しい。
西 区	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、外国人住民はおらず、公民館の利用もないが、九州大学が近くにきたこともあり将来的に外国人住民との交流が必要になる可能性があるため、その際にアドバイザーに指導してもらいたい。 ・現在、当館の外国人利用者はないが、将来的には、居住者や利用者が増えてくると思われるので、多文化共生に関する取組みを実施したい。 ・多文化共生のきっかけづくりや啓蒙が必要である。 ・多文化共生は大切なことであると思うが、どこから着手すべきか、何をすればいいのかわからない。「多文化共生アドバイザー」制度を実施する場合は、まず、公民館が理解しなければならないと考える。

(2) 考察

今回のアンケート調査結果から、現在の福岡市の各地区における多文化共生に関する取組みの現状を把握・分析し、今後に向けての課題を明らかにする。

設問1について、まず、多文化共生を今年度の重要なテーマの1つとして設定しているのが6館であり、区別にみると、東区が2館、中央区が2館、南区が1館、西区が1館であった。2017（平成29）年1月末現在、福岡市には32,273人の外国人住民が生活しているが、最も同住民が多いのは東区で9,498人、次に博多区7,625人、続いて南区4,997人、中央区4,291人、西区2,672人、早良区2,021人、城南区1,169人である⁽⁵⁾。多文化共生を重要なテーマととらえている公民館がある区には、アジア（特に中国）出身の方々が多く生活しており、日常生活の中でさまざまな交流が行われていることがわかった。次に、多文化共生が今後重要なテーマになるだろうと考えているのが77館で、全体の8割強に及んだ。今まで自分たちとは無縁と思っていた多文化社会が確実に近づいており、外国人住民と協力して地域づくりを進める必要があるという考えが広がっていることがわかった。

設問2について、今年度、多文化共生に関する取組みを実施したのが32館で、全体の3割強だった。内容別にみると、外国人住民向けが11、日本人住民向けが35、外国人・日本人両住民向けが14で、日本人住民向けの取組みが最も多く、特に外国語教室（主に英語・中国語・韓国語）が盛んに行われていることがわかった。日々の仕事や生活などにおいて、外国語を使う頻度が次第に高まってきているためと考えられる。

設問3について、今年度、自分たちの施設を利用した、または利用予定の外国人住民がいると回答した公民館が51館で、全体の5割を超える結果となった。しかし、「平成27年度福岡市外国籍市民アンケート報告書」によると、「住んでいる校区の公民館を利用したことがあるか」という質問に対し、全体の3.1%が「よく利用している」、11.4%が「たまに利用する、利用したことがある」と回答しており、利用経験のある外国人住民はおよそ1割半に過ぎなかった。全体的に見れば、実際に公民館を利用した外国人住民は少なく、一部にとどまっているのが現状である。また、利用の目的として最も多かったのが「サークル活動」で、語学やスポーツ、育児などを通して、外国人・日本人両住民が交流を深めていることがわかった。さらに、それぞれの国の伝統芸能や食べ物などを紹介し合うことによって相互理解を促進したり、行事や役員会・委員会などに参加し、積極的に意見交流を行ったりしている地域もあることがわかった。同報告書によると、「日本人とどのような交流を望むか」という質問に対し、全体の40.8%が「文化交流」、34.7%が「日本人と話し合える交流会」と回答しており、これらの交流を進めるための場として公民館が利用されていることが明らかになった。しかし、その一方で、「地域単位での行事（イベント）や活動に参加しているか」という質問に対しては、4.7%が「よく参加している」、23.9%が「たまに参加している」と回答し、参加率が3割弱にとどまった。外国人住民全体としては、地域行事や活動への参加は決して多くはないことがわかった。日本人住民の参加も含め、今後の課題となるであろう。

設問4について、本研究のテーマである「多文化共生アドバイザー」制度についてたずね、もし、同アドバイザーが訪問する場合に希望する内容（複数回答可）を訊いたが、最も多かったのが「地域での多文化共生イベントの企画・立案・実施に関する助言」、次いで「多文化共生に関する福岡市の現状の説明」、3番目に「日本人住民と外国人住民の交流を促進するための助言」、4番目に「多文化共生の意識向上のためのワークショップの実施」、その後、「多文化共生に関する日本人または外国人住民の悩み相談の実施」、「その他」などであった。この結果から、多くの地域が、外国人住民と共に生活する上で何らかの取組みを行うことや、これからの多文化社会に向けて福岡市の現状を正しく把握し、多文化共生に対する意識を向上させることなどが必要であると考えており、地域ごとにさまざまな課題があることがわかった。また、同アドバイザーの訪問を「希望しない」と回答したのは12館で、全体の約13%だった。これらの地域にはまだ外国人住民がおらず、今のところ多文化共生について考える必要はないと判断していると考えられる。

設問5について、多文化共生に関して、実に多くの質問・意見が寄せられた。その内容

をみると、外国人住民が多ければ多いほど、日常生活に密接に結びついたものとなっており、すでにいくつかの地域で問題（苦情やトラブル、偏見など）が起きている、または起きつつあることがわかった。これらの地域については、住民同士での解決が難しい場合、行政が早急に対応しなければならないであろう。また、個人情報保護の観点から、地域の外国人住民に関する情報（国籍や世帯数、人数など）がないため、多文化共生は大切とは思いつつも、自分たちの地域で何をどこまですればいいのかわからないと考える公民館も少なくないことがわかった。

今回のアンケート調査を通して、福岡市で多文化化が確実に進行していること及び市民の間に多文化共生の必要性に対する考えが次第に広がりつつあることを強く感じた。一方で、地域ごとに多文化化の状況が異なるため、共生に対する捉え方や考え方にも違いがみられた。各地域のニーズに応えながら多文化共生に対する意識を向上させるためには、地域ごとにきめ細やかな情報提供や助言などを行う必要があると考えられる。

4 福岡市への提言

(1) 提言を行う理由

前章でもふれた「平成 27 年度福岡市外国籍市民アンケート報告書」によると、日本人との交流に対する意向として、全体の 42.3%が「交流をしたいと強く望んでいる」と回答し、「できれば交流したい」と回答した 46.0%と合わせれば、福岡市で生活している外国人の 88.3%が日本人との交流を希望していることがわかった。また、「望む日本人との交流内容」に対する意見として、前述の「文化交流」及び「日本人と話し合える交流会」以外に、次のような回答が出された。

- 何か困ったときに相談できる日本人が欲しい（全体の 28.4%）
- 旅行、キャンプ、ハイキング（27.5%）
- 外国人支援や国際交流を行っている市民団体との交流（23.4%）
- お祭り（12.1%）
- スポーツ大会（11.3%）
- 街の清掃・防犯活動など（6.9%）

さらに、「外国人にも住みやすいまちになるために必要なこと」に対する意見として多かった回答は次の通りである。

- 日本語学習支援がある（全体の 34.3%）
- 地域の人とふれあいを深める交流事業がたくさんある（33.8%）
- 外国語ができる病院等の情報を充実させる（30.1%）
- 区役所や公民館などの公的施設で日常生活に関する相談窓口がある（29.6%）
- 病院等の受診時における通訳がある（28.3%）

- 地域に相談等サポートしてくれる日本人がいる (23.1%)
- 外国人の子育て支援や子どもへの教育体制が充実している (23.1%)
- 自分と同じ国の人とコミュニケーションがとれたり、相談ができる (18.7%)
- 多言語での災害時の避難場所等の情報を充実させる (16.9%)
- 多言語で生活や余暇情報が発信されている (16.4%)

これらの結果からわかるように、外国人住民の大半は、福岡市で日本語を学び、日本人住民と交流を深め、各種情報を入手して日常における問題を解決し、地域社会の一員として生活していきたいと考えている。本研究では、国内の7自治体及び大韓民国における多文化政策について調査を行ったが、国内外を問わず、元々そこに住んでいた人々が、新たにやって来た外国人住民をあたたく迎え入れ、さまざまな不安や悩みの解消に協力することが、より多くの同住民の安心・安全な生活へとつながるのではないかと考えられる。

今後、グローバル化がますます進行し、それに伴う福岡市内の各地域の多文化化もさらに進むことが予想されるが、いつ、どの地域に、どの国の人々が引っ越して来ても何ら不思議ではない状況になっていくであろう。昨年度の研究報告書においても述べたが、福岡市はこれまでの国際化への対応に成功し、多くの分野においてめざましい発展を遂げてきた。福岡市がさらに成長し、国内外の都市間競争で優位に立つためには、各地区で多文化化に対応したまちづくりを進め、あらゆる国籍の住民が安心して生活し、お互いの文化を理解・尊重し合い、協働する環境をつくること、つまり、福岡市全体で多文化共生を実現することが何よりも必要である。共生なくして都市の未来はなく、もはや「待ったなし」の状況である。

以上の点をふまえ、多文化共生社会の構築に向けた福岡市民の意識向上を目指す政策に関する提言を行う。

(2) 「多文化共生アドバイザー」制度

① 目的

- ・福岡市の多文化共生の実現に向けて、各地域の実情に応じた専門的なアドバイスを行い、多文化共生に対する住民の意識向上を図る。
- ・住民が自らの手で多文化共生のまちづくりを進めることができるよう支援を行う。

② 所属

(例)福岡市総務企画局国際部に「多文化共生推進課」(多文化共生政策専門のセクション)を新設し、同課に所属する職員または専門知識を持った臨時職員がアドバイザーを務める。

③ 地区への派遣(公民館訪問)

第一に、福岡市の各区役所、市民センター、公民館を対象に、多文化共生に関する調査

を実施し、各地域の多文化化の状況や日本人・外国人両住民の生活上の問題などを具体的に把握する。

第二に、同調査結果を基に、市内の全地域を多文化共生推進の必要性（問題解決の緊急性や啓発事業の必要性など）に応じてグループに分ける。

- (例)・Aグループ……多文化化が進行し、住民の間で生活上の問題が発生している。
- ・Bグループ……多文化化が進行しているが、特に生活上の問題はない。
- ・Cグループ……多文化化が進行しつつある。
- ・Dグループ……多文化化は進行していない（まだ外国人住民が生活していない）。

※グループ分けについては、福岡市の多文化共生に関する研究及び活動を行っている専門家（大学、研究機関、NGOやNPOなどの市民団体）の意見を集約した上で実施する。

第三に、グループごとにアドバイスの内容を検討し、決定する。

- (例)・Aグループ……多文化共生に関する日本人または外国人住民の悩み相談の実施
地域での多文化共生イベントの企画・立案・実施に関する助言
- ・Bグループ……日本人住民と外国人住民の交流を促進するための助言
地域での多文化共生イベントの企画・立案・実施に関する助言
- ・Cグループ……多文化共生の意識向上のためのワークショップの実施
- ・Dグループ……多文化共生に関する福岡市の現状の説明

第四に、グループごとに問題解決の緊急性や啓発の必要性を判断し、アドバイス実施の優先順位及び公民館訪問順・訪問時期を決定する。

第五に、アドバイザーが公民館を訪問し、対象となる住民（地域の代表者や日本人及び外国人住民、公民館職員など）に、各地域の実情に応じたアドバイスを行う。訪問終了後、公民館との連携を継続し、必要に応じてさらなるアドバイスを行いながら、各地域の多文化共生の推進を支援していく。

この「多文化共生アドバイザー」制度がうまく機能すれば、福岡市内各地域の多文化化に関する問題が解決され、共生に対する住民の意識が向上するとともに、国籍・民族を問わず、あらゆる人々が市内のどの地域においても安心して生活することができ、あらたな活力が生まれ、市全体での多文化共生の実現に向かって確実に前進するであろう。

おわりに

昨年度に続いて市民研究員を務めさせていただき、多文化共生社会の構築に向けた福岡市民の意識向上を目指す政策について調査・研究を進めることができた。これまで私の活動を支えてくださった福岡アジア都市研究所の岡田 允氏、夏井圭介氏、中島賢一氏、研究員の柳 基憲氏並びに職員の皆様、そして、共に活動を続けてきた市民研究員の仲間である

古賀尚子氏、サーズ恵美子氏、趨 艶氏、古澤秀和氏、矢野裕樹氏、また、情報・データ等の提供を通して活動にご協力いただいた日本並びに大韓民国の各行政機関の皆様、アンケート調査にご協力いただいた公民館関係者の皆様、外国人住民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

この2年間で学ばせていただいたことをこれからの生活に大いに生かし、今後も福岡市民の一人としてさまざまな形でまちづくりに関わり、福岡市の多文化共生の実現を目指して尽力したい。

<引用および参考文献>

- (1) 総務省：『地域における多文化共生推進プラン』2006.3
- (2) 春木育美：『日本と韓国における外国人政策と多文化共生』2014.3
- (3) 韓国多文化家族サポートポータル「タヌリ」 <http://www.liveinkorea.kr/homepage/jp/index.asp>
- (4) 横浜国立大学ホームページ http://www.ynu-gsp.jp/gsp2015/korSV/article_korSV-09.html
- (5) 福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

氏 名：岡田 憲二郎

所属先：福岡市立和白中学校

略 歴：

福岡市中央区出身

1989(平成元)年4月～ 平尾中学校(教師生活スタート)

1999(平成11)年4月～ 海外日本人学校(香港で3年間)

2014(平成26)年4月～ 和白中学校

得意分野：英語教育、国際理解教育

研究員活動の感想：

2年間にわたり、福岡市の多文化共生に関する研究を行いました。特別研究員の岡田先生をはじめ多くの方々から貴重なご意見をいただき、たいへん勉強になりました。この経験を今後の生活に生かしたいと思います。

